

第3号議案 定款および総代推薦細則中一部変更の件

1. 変更の趣旨

総代選考プロセスについて、一層の公正性、透明性の向上ならびに遺漏ない運営、事務効率改善の観点から、総代候補者選考委員会による選考期間を1年間延長し、審議回数を増加させるとともに、信任投票の実施時期を変更することに伴い、以下の変更を行うものであります。

- (1) 有権者となる社員権の判定日を「12月1日」から「8月1日」に変更するものであります。
- (2) 総代候補者選考委員を選任する総代会の時期に関する規定を削除するものであります。
- (3) 信任投票の実施時期変更に伴い、総代推薦細則につきまして所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款および総代推薦細則中、一部を次のとおり変更するものであります。

定 款 変 更 案

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第17条（選挙に代わる総代の選出）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <条文省略> 2. 前項による場合、社員の投票権は1人1個とし、公告の日の属する事業年度中の<u>12月1日</u>における社員をもって投票権を有する社員とみなす。 3. <条文省略> 4. <条文省略> 5. <条文省略> <p>第18条（総代候補者選考委員会）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <条文省略> 2. 選考委員会は、<u>総代の選出を行う直前の総代会において社員の中から選任された選考委員</u>で、これを構成する。 3. <条文省略> 4. <条文省略> 	<p>第17条（選挙に代わる総代の選出）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <現行どおり> 2. 前項による場合、社員の投票権は1人1個とし、公告の日の属する事業年度中の<u>8月1日</u>における社員をもって投票権を有する社員とみなす。 3. <現行どおり> 4. <現行どおり> 5. <現行どおり> <p>第18条（総代候補者選考委員会）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <現行どおり> 2. 選考委員会は、<u><削除>社員の中から総代会で選任された選考委員</u>で、これを構成する。 3. <現行どおり> 4. <現行どおり>

総代推薦細則変更案

(下線は変更部分)

現行細則	変更案
<p>第7条</p> <ol style="list-style-type: none">1. <条文省略>2. <条文省略>3. 投票の期間は2週間以上とし、その期間の末日は定款第17条第2項に定める日から<u>3ヵ月内</u>を限度として、選考委員会がこれを定める。4. <条文省略>	<p>第7条</p> <ol style="list-style-type: none">1. <現行どおり>2. <現行どおり>3. 投票の期間は2週間以上とし、その期間の末日は定款第17条第2項に定める日から<u>6ヵ月内</u>を限度として、選考委員会がこれを定める。4. <現行どおり>